

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第524号)

平成19年12月18日

横 情 審 答 申 第 524 号

平 成 19 年 12 月 18 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
く 諮 問 に つ い て ( 答 申 )

平 成 19 年 8 月 8 日 道 建 第 3072 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 横 浜 市 戸 塚 区 戸 塚 町 特 定 番 地 の 補 償 金 算 定 調 書 」 の 非 開 示 決 定 に 対 す る 異 議  
申 立 て に つ い て の 諮 問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市戸塚区戸塚町特定番地の補償金算定調書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市戸塚区戸塚町特定番地の補償金算定調書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年6月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人所有部分の補償に係る記載事項は、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

営業補償に係る記載事項は、法人の経営実態や経理等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

図面は、設計者の建築設計の技術的ノウハウが含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

## (3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

平面図、造作配置図、防犯設備図やその内部を撮影した写真には、家屋の構造や防犯上の情報等が記録されており、公にすることにより、当該法人等が犯罪の被害者となるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

本件申立文書には、補償を要する項目で、計上されていない項目があり、完結的な物件移転補償の算定調書とはなっていない。この追加的な補償を計上する必要があるため、本市としていまだ地権者に提示するための意思決定はなされておらず、地権者に対しても正式な補償金額の提示は行っていない。こうした未成熟な情報を公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、また、地権者に不利益を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書には、当該物件の移転補償額及びその積算根拠に関する情報が記録されており、当該法人の事業の詳細を推知させる多数の情報が含まれている。事業予定地内に所在する支障物件の調査に当たっては、地権者は本市を信頼し、一般には公開されないということの当然の前提としているものであり、その前提を基に本市は地権者の生活や事業の詳細を調査している。したがって、これらの情報を開示することとなれば、今後、本市に対する信頼は失墜し、補償価格を適正に決定するための有益な情報を得難くなり、ひいては、将来の本市の用地買収事務における適正な補償価格の決定に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 開示することをもとめる。

(2) 非開示とする部分の個所に付、公金にて補償されており何ら市民が情報を得ることは公正なる開示にならない（原文のまま）。

(3) 非開示とする根拠規定の条例も市民にわからない為。

根拠規定も(1)会社等への補償は開示すべきもの(2)補償コンサルタントの権利は開示して市民が納得出来るものか判断が出来るものである（原文のまま）。

(4) 個人情報関係以外のもの全て公開をおねがいしたい。

5 審査会の判断

(1) 都市計画道路環状3号線について

都市計画道路環状3号線（以下「環状3号線」という。）は、横浜市内の郊外部を結ぶ環状道路であり、南側区間においては、現在、磯子区杉田五丁目から戸塚区戸塚町まで約9.7キロメートルが完成し、戸塚区戸塚町から同区汲沢町までの区間の建設を進めているところである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、環状3号線の建設区間用地の取得等に伴い発生する物件等の移転費用などの損失補償額を算定した文書であり、当該用地に存在する物件等を調査（以下「本件調査」という。）し、その調査内容及び調査を基に算定した損失補償額が記録されている。本件申立文書は、横浜市用地調査等委託事務要領（昭和52年1月6日制定。平成13年8月27日全部改正）、横浜市用地調査等標準仕様書等に従い作成されており、移転工法の検討案、損失補償算定調書、積算に用いる資料、当該建築物の写真等で構成されている。また、本件調査の対象物件は、個人及び法人の所有物であり、本件申立文書には個人の財産及び法人の事業活動に係る情報が詳細に記録されていることが認められる。

なお、実施機関の説明によれば、本件申立文書に記録されている損失補償額は確定しているものではなく、今後追加の調査を行い改めて算定するとのことである。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市・・・の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについては開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を開示すると適正な補償価格の決定に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 一般的に公共事業の用地買収等における地権者との用地取得交渉は、一般的な商取引とは異なり、代替性のない物を買収し、補償するものであることを考慮して、地権者の個別的事情を勘案しつつ極めて慎重に進められるべきものと考えるところである。そのため、地権者と信頼関係を構築し、維持していくことが、円滑かつ適切な用地交渉事務にとって最も重要な要素であるといえる。その意味で、

用地交渉事務の遂行の支障の有無の判断に当たっては、個別的事情を抱えている地権者を相手に機微に触れる事項を扱うものであるという当該事務の持つ特殊性について十分に考慮する必要がある。

エ 本件調査においても、調査内容及び交渉内容は公にされないという当事者双方の信頼関係の前提の下、地権者の同意を得て、調査が行われたことが認められる。その結果、作成された本件申立文書には、物件所有者個人の財産などの個人に関する情報及び法人の内部管理などの事業活動に係る情報が詳細に記録されている。

さらに、実施機関の説明によれば、前記(2)で述べたとおり、本件申立文書に記録されている損失補償額は確定しているものではなく、また、現在において、実施機関と地権者との具体的な用地交渉は始まっていないことが認められる。

したがって、用地交渉が行われていない現時点において、個人に関する情報及び法人の事業活動に係る情報が詳細に記録されている本件申立文書が開示されると、実施機関と地権者との間の信頼関係に影響を及ぼす可能性を否定できず、その結果として、用地交渉が難航すること、更には地権者が用地交渉に応じなくなることが考えられる。

これらのことから、本件申立文書を開示すると用地交渉事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害し、ひいては環状3号線整備事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。したがって、本件申立文書は本号に該当する。

オ なお、実施機関は条例第7条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号の該当性についても主張するが、前記のとおりであるため、判断するまでもない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年8月8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年8月17日 (第45回第三部会) 平成19年8月23日 (第112回第一部会)	・諮問の報告
平成19年8月24日 (第110回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年9月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月12日 (第111回第二部会)	・審議
平成19年9月25日 (第112回第二部会)	・審議
平成19年10月12日 (第113回第二部会)	・審議
平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・審議
平成19年11月9日 (第115回第二部会)	・審議
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・審議